

1 共通編

1 施設の概要（聚楽保育所及びじゅらく児童館）

(1) 所在地

ア 聚楽保育所及びじゅらく児童館

京都市中京区聚楽廻松下町9-4

イ じゅらく児童館分室

京都市中京区西ノ京車坂町15-5（朱雀第六小学校内）

(2) 聚楽保育所の入所児童数及びクラス編成（平成31年4月1日現在）

ア 入所児童数

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6人	16人	18人	21人	20人	23人	104人

イ クラス編成

クラス名	歳児	児童数	クラス名	歳児	児童数
さくらんぼ	0歳児	6人	れもん	3歳児	21人
いちご	1歳児	16人	おれんじ	4歳児	20人
りんご	2歳児	18人	ぶどう	5歳児	23人

(3) じゅらく児童館の学童クラブ登録状況（平成31年4月1日現在）

ア 児童館

1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
25人	18人	13人	6人	4人	2人	68人

イ 児童館分室

1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
6人	4人	2人	3人	0人	0人	15人

(4) じゅらく児童館の自由来館者数（平成30年度実績）

乳幼児	小学生		中高生	大人
	1～3年	4～6年		
2,473人	929人	409人	206人	2,704人
ボランティア			合計	
中高生	大学生	大人		
23人	16人	283人	7,043人	

(5) 施設の概要

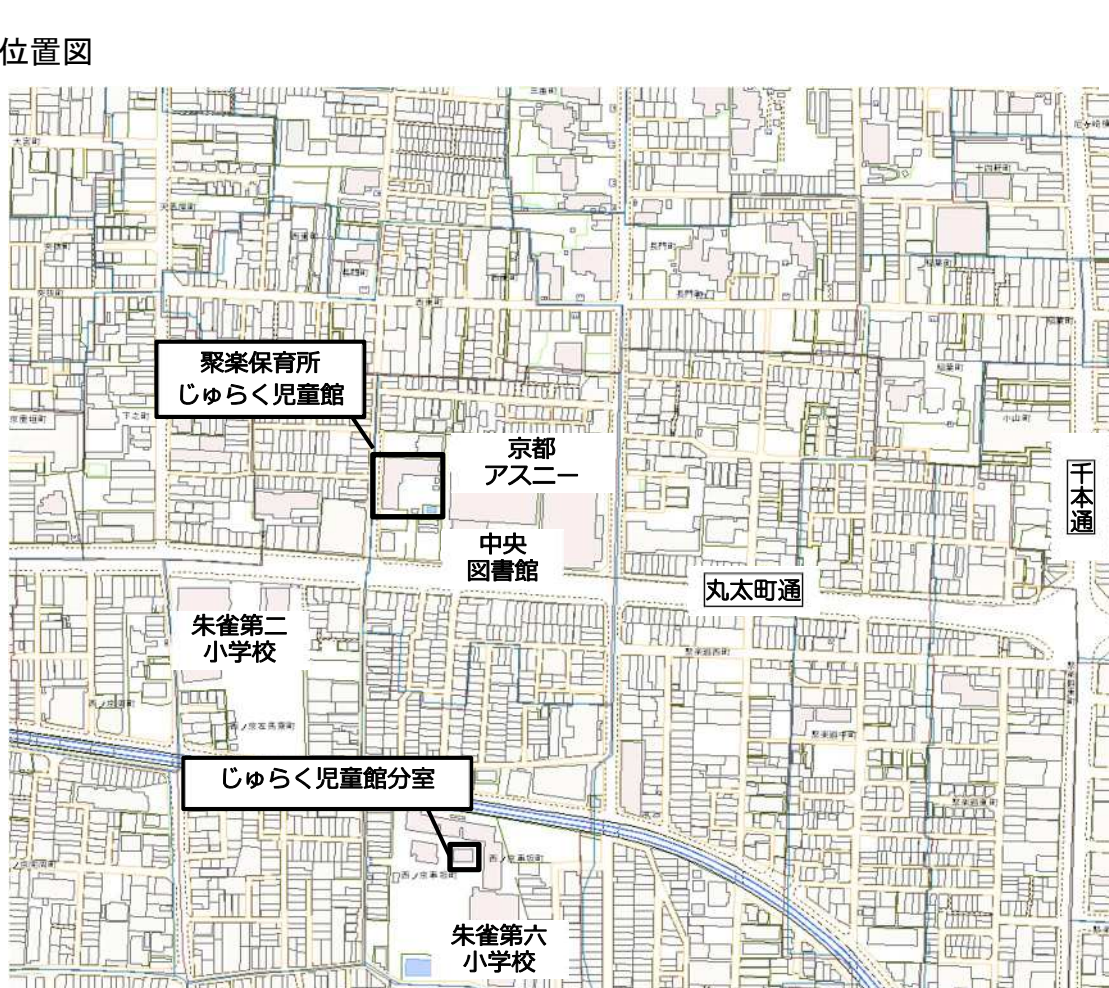
ア 聚楽保育所及びじゅらく児童館

主な施設概要	聚楽保育所		じゅらく児童館
棟 名 称	保育所	子育て支援室	児童館
建 築 年 次	昭和55年	平成13年	昭和55年
床 面 積	488.38㎡	20.70㎡	153.72㎡
敷 地 面 積	1544.25㎡		
園 庭 面 積	607㎡		
用 途 目 的	第一種住居地域		
建 ぺ い 率	60%		
容 積 率	200%		
備 考	※ 耐震性能確認済（平成17年度耐震診断による。）		

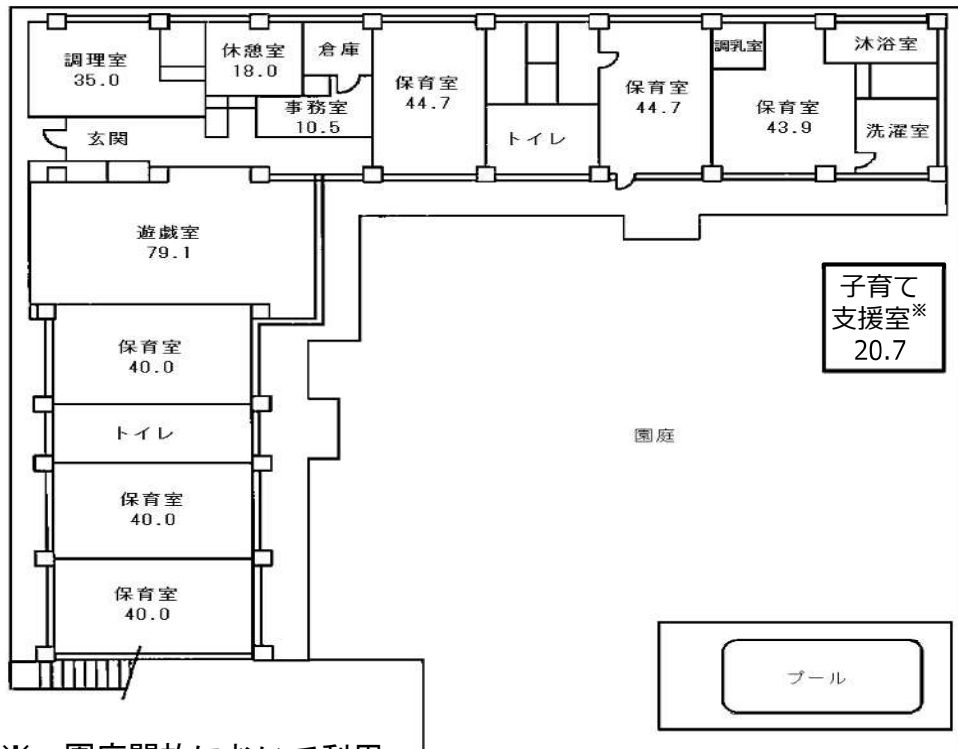
イ じゅらく児童館分室

主な施設概要	じゅらく児童館分室
設 置 年 次	平成18年
床 面 積	69.40㎡
備 考	朱雀第六小学校敷地内に設置

位置図



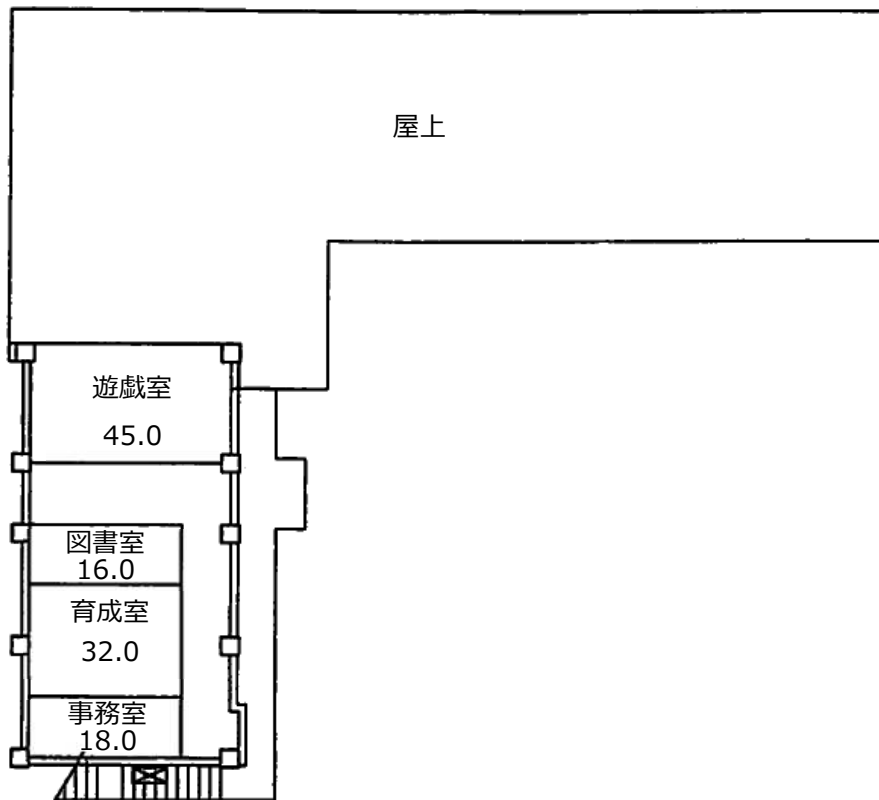
聚楽保育所（施設1階部分）見取図



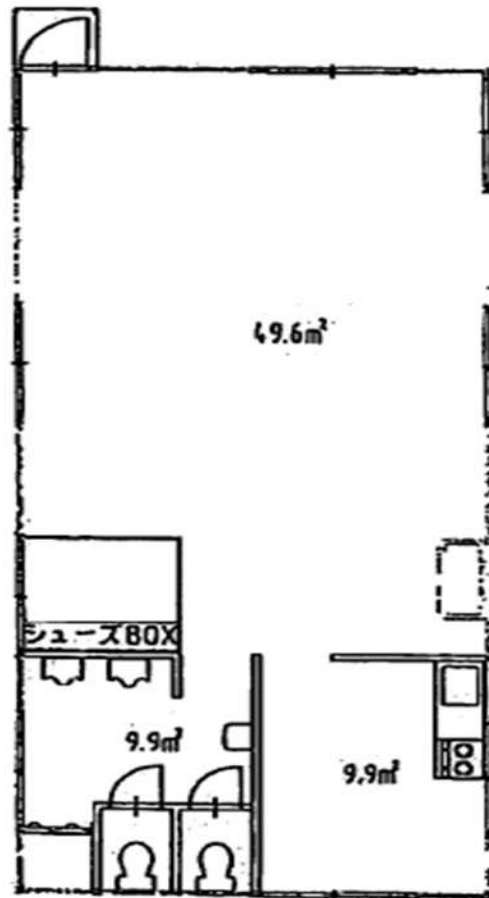
※ 園庭開放において利用

おもちゃなどの環境を整え，未就学児の親子がゆっくり，ほっこりあそべるスペース。

じゅらく児童館（施設2階部分）見取図



じゅらく児童館分室見取図



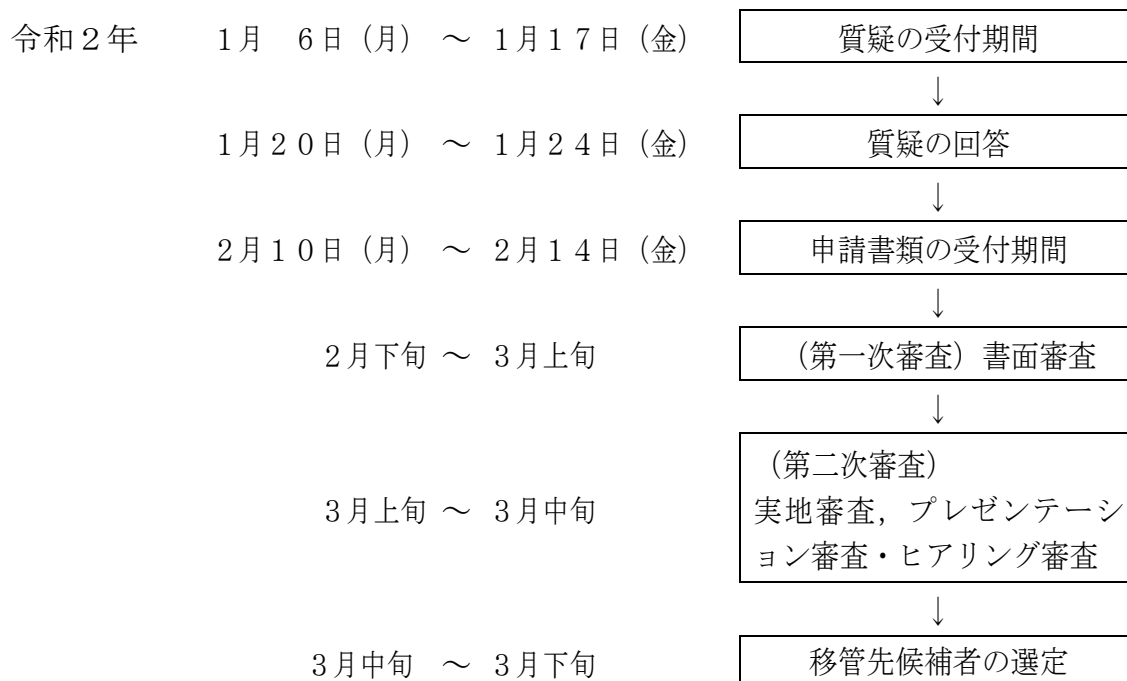
2 申請資格

申請の資格は、次の各号に掲げる条件に該当する法人等とします。

- (1) 京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している者であること。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

- (5) 団体の代表者及び役員が京都市暴力団排除条例第2条に定める「暴力団員等」でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 租税公課を滞納していないこと。また、法人の場合は、代表者が租税公課を滞納していないこと。

3 聚楽保育所移管先候補者兼じゅらく児童館受託候補者（以下「候補者」という。）選定スケジュール（予定）



- (※1) 提出書類様式C「移管後の運営に係る基本事項確認票」に記載している基本事項を遵守していただけない（全ての項目にチェックがない）場合は、書面審査の実施前の段階で、審査の対象外となります。
- (※2) 申請者が多数の場合は、書面審査の結果により、実地審査対象者を選考することがあります。
- (※3) 審査の結果、該当者なしとする場合があります。その際は、上記の手順にかかわらず、再公募を行う場合があります。

4 質疑及び申請方法

(1) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

ア 質疑者の資格

本要項中「2 申請資格」を満たすものとします。

イ 質疑の方法

質疑の方法	提出期間及び場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信していただくか、お持ちください。	① 受付期間 令和2年1月6日（月）～1月17日（金） お持ちになる場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日除く） ② 受付場所等 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階 京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（担当：西村，清水） 電子メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp ※上記期間以外は、質問を受け付けません。

ウ 回答

令和2年1月24日（金）までに質疑回答書を各質疑者に電子メールで送信するとともに（着信確認の返信をすること。）、京都市公式ホームページ「京都市情報館」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000261061.html>）に掲載します。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、各質疑者に別途連絡します。

(2) 申請方法

下記により、書類を提出してください。

ア 提出書類

後掲（共一別紙1）の「提出書類一覧」のほか、本要項の「2 保育所編」及び「3 児童館編」で指定する書類

イ 提出期間

令和2年2月10日（月）～2月14日（金）（祝日除く）

受付は午前9時から午後4時まで

ウ 提出方法

直接提出に限ります。

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ来庁してください。

エ 提出場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（担当：西村，清水）

電話 075-251-2390

(3) 関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

(4) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本市は候補者の決定後、聚楽保育所及びじゅらく児童館を利用する児童の保護者（以下「保護者」という。）が希望する場合、候補者の事業計画書等申請書類の内容を保護者に公開することとし、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。

なお、申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(6) 費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

(7) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

(8) 留意事項

市営保育所移管先選定部会委員¹に対して、本件に関する接触（直接，間接を問わない。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。また、候補者の選定までは申請者名を公表しないことで、審査の公平性を確保していることから、本件に関して、本市以外の者からの問合せ等には対応しないでください。

¹ 市営保育所の民間移管を実施するに当たって、移管先法人の募集要項，選定基準及び移管先法人の選定に係る審議を行うために、京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会の部会として設置しています。

5 聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る基本的事項

(1) 実施時期

令和4年4月1日

(2) 財産の引継ぎ

ア 土地（市有地）

聚楽保育所及びじゅらく児童館が所在する土地については、有償での貸付とします。貸付料は、額面上、次の①及び②の合計額となりますが、②の額に相当する額を児童館事業に係る委託料に加算するため、実質的な負担額は①の額となります。

① 聚楽保育所に対応する土地貸付料として、前年度の公定価格の管理費に基づき定員に応じて本市が定めた額と前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を床面積により按分して算出した額を比較し、低い額を貸付料とします。

② じゅらく児童館に対応する土地貸付料として、前年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を床面積により按分して算出した額を貸付料とします。

じゅらく児童館分室が所在する土地については、無償での貸付とします。ただし、当該土地を所管する教育委員会における取扱いに変更があった場合など、必要に応じて条件を見直すことがあります。

イ 建物

有償での譲渡とします。譲渡額については、不動産鑑定評価額とします。なお、評価額の3/4について、本市からの補助を予定しています。

譲渡後、聚楽保育所移管先法人等兼じゅらく児童館事業受託者（以下「事業者」という。）から園舎の建替え又は修繕に関し、「京都市保育所緊急整備等事業に関する整備費等補助金交付要綱」（保育所）及び「京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則」（児童館）に基づく補助を希望する申出があった場合、市会の議決を得たうえで、移管翌々年度以降かつ申出日の属する年度の翌年以降に、予算の範囲内において補助金を交付します。

じゅらく児童館分室については、無償での貸付とします。じゅらく児童館分室に係る大規模修繕については、事業者の責に帰すべき事由があると認められ

る場合等を除き、本市の負担を基本としますが、その他の修繕（使用に起因する施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状（初期の水準）又は使用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、事業者の負担を基本とします。

また、本市による修繕については、予算の範囲内により行うこととします。

ウ 備品（机，椅子，保管庫，ベビーベッド，ピアノなど）

希望する備品について有償で譲渡します。譲渡額については、耐用年数により減価償却した価格とします。

（参考）土地貸付料，建物譲渡額及び備品譲渡額について（見込み）

土地貸付料(年間)	※1	約 1 4 3 万円
建物譲渡額	※2	約 1 4 4 0 万円
(事業者負担額)		(約 3 3 3 万円)
備品譲渡額	※3	約 3 7 万円

※1 上記アに基づき算出した実質的な負担額であり、令和4年度の貸付時には、令和3年度の公定価格の管理費に基づき定員に応じて本市が定めた額と令和3年度の近傍地の固定資産税評価額を基に算出した額を床面積により按分して算出した額を比較するため、貸付料（実質的な負担額）が増減する可能性があります。

※2 平成31年4月1日現在の譲渡額であり、令和4年度の譲渡に当たっては、改めて不動産鑑定評価を行い、譲渡額を算出します。

※3 平成31年4月1日現在備品台帳に記載されたすべての備品を、令和4年4月に譲渡するものと仮定し、耐用年数により減価償却して算出した額です。なお、平成31年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに備品を購入した場合、備品譲渡額が見込み額より大幅に高くなる可能性があります。

6 候補者の選定等

(1) 候補者の選定方法

候補者の選定に当たっては、本要項の「2 保育所編」及び「3 児童館編」

に基づき、市営保育所移管先選定部会において審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が候補者として選定します。

申請者が多数の場合は、書面審査の結果により、実地審査対象者を選考することがあります。また、提出書類C「移管後の運営に係る基本事項確認票」に記載している基本事項を遵守していただけない（全ての項目にチェックがない）場合は、書類審査の実施前の段階で、審査の対象外となります。

また、審査の結果、該当者なしとなった場合には、再公募を行う場合があります。

<（参考）審査の配点>

	運営実績に係る配点	事業計画に係る配点	計
保育所に係る審査			
書面審査	25点	75点	100点
実地審査	50点	—	50点
小計	75点	75点	150点
児童館に係る審査			
書面審査			100点
合計			250点

(2) 選定結果

候補者の選定は、令和2年3月中旬から下旬の予定です。選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

(3) 候補者の選定等の公表

候補者の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要（候補者の選定理由、各申請者の得点等）について公表します。

(4) 市会の議決に係る事項

候補者の選定後、京都市会に京都市保育所条例の改正に係る議案及び京都市児童館及び学童保育所条例の改正に係る議案を付議し、議決を受けることとなります。仮に議決が得られなかった場合及び否決された場合、聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託に係る事務を停止する場合があります。また、市会の議決を得るまでの間に候補者を事業者を選定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、事業者を選定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合等において、候補者が保育所の移管

及び児童館事業の委託に関して支出した費用等については、補償できませんので、あらかじめ御了承ください。

【参考】候補者選定後のスケジュール

令和2年	5月頃	京都市保育所条例及び京都市児童館及び学童保育所条例の改正事業者の決定
令和3年	4月	三者協議会開始 業務の引継ぎ・共同保育開始
令和4年	4月	聚楽保育所の民間移管及びじゅらく児童館の事業委託

7 問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（担当：西村，清水）

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話 075-251-2390 FAX 075-251-2950

電子メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp

提出書類一覧

申請者の概要・財務状況等

	提出書類	様式	主な記載事項	部数
①	申請書	A	申請者	1
②	申請資格及び申請者の連絡先	B	申請資格の有無, 担当者名, 役職, 電話番号等	1
③	申請者の概要	任意	(1) 沿革 * 既存のもので可。 * 時系列で記載し, 事業内容についても具体的に記入してください。	1
			(2) 代表者の履歴	1
			(3) 役員名簿 * 既存のもので可。 * 他団体の役員を兼ねている場合は, 団体名と役職を記載してください。氏名にはフリガナを付してください。	1
			(4) 団体の概要 * 既存のもので可。	1
④	移管後の運営に係る基本事項確認票	C	内容を確認し, チェック欄に☑を入れてください。	1
⑤	定款, 規約等 ※	任意	最新の定款, 規約, 寄附行為	1
⑥	法人登記簿謄本※	—	申請日前3箇月以内に発行されたもの	1
⑦	印鑑証明書 ※	—	申請日前3箇月以内に発行されたもの	1
⑧	現在運営している保育園等の状況	任意	平成29, 30年度の年間事業報告書, 年間利用状況報告書 * 団体及び施設のパンフレット等があれば添付してください。	1
⑨	決算書類等	任意	(1) 平成29, 30年度の決算書類 * 社会福祉法人は, 資金収支計算書(法人全体分), 事業活動収支計算書(法人全体分), 貸借対照表(法人全体分), 財産目録(法人全体分), 附属明細書(法人全体分)を添付してください。 * その他の法人等は, 上記に準じる書類を添付してください。 * 現在経営する施設(運営受託施設を含む)の決算書類も含まれます。 (注) 移管先候補者に選定された場合, 移管対象保育所において, 当該保育所の保護者に対して上記決算書類(写し)を公開します。	2
		任意	(2) 平成29, 30年度の補助金, 公的機関からの融資, 寄附金等の状況	1
⑩	納税証明書等 (1), (2)のみ※ (注) 前年度が非課税など, 納税証明書が提出できない場合は, その旨を記載した理由書(代表者の記名押印があるもの)を提出してください。	D	(1) 国税(法人税及び消費税) 未納のないことの証明書 (2) 市税(本市に事業所がある場合, 法人市民税及び固定資産税)(1), (2)については平成31年1月1日以降に発行された直近2年分の原本を提出してください。 (3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し, 指定の書式により請求してください。	1
⑪	暴力団員等に該当しないことの誓約書	E	事業主等が暴力団員等に該当しないことの誓約書	1

※「提出書類」欄中, ※印の書類は法人のみ提出。